

令和3年度我孫子市版事業仕分け 生涯学習センター（公民館・図書館）運営について



我孫子市生涯学習センターアビスタ

令和3年10月3日（日）
我孫子市教育委員会
生涯学習部生涯学習課
生涯学習部図書館

公民館の位置づけ

我孫子市の公民館は、教育基本法や社会教育法により、日本の教育法体系のなかに位置付けられている施設です。

教育基本法及び社会教育法における公民館の位置付け

ア 教育基本法における規定

教育基本法第12条の2において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定されています。

イ 社会教育法における規定

社会教育法第20条において、公民館の設置目的は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されています。

また、同法第22条では、公民館の事業として、定期講座を開設すること、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、各種の団体、機関等の連絡を図ること、その施設を住民の集会その他の公共的利用に供することとされています。

職員体制

社会教育法において、公民館に置くべき職員とその職務内容について規定されており、教育関係の有資格者（社会教育主事や教員資格等）は公民館の活動の維持や発展に大きな役割を果たしています。

■我孫子地区公民館（企画調整担当を除く）

- ・館長（兼センター長）1名
- ・館長補佐1名（うち社会教育主事1名）
- ・正職員4名（うち社会教育主事2名、学芸員1名）
- ・会計年度職員11名
 - 公民館コーディネーター8名（うち教員資格1名）
 - 社会教育主事1名
 - 教育関係学識経験者（旧社会教育指導員）1名
 - 管理・事務担当1名

社会教育主事とは

社会教育法に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず配置することとされている。その職務として、社会教育に関する情報収集と専門的な助言・指導、地域の人材等との連携のための調整、地域ニーズの把握と課題解決のための各種施策の提言などが求められています。

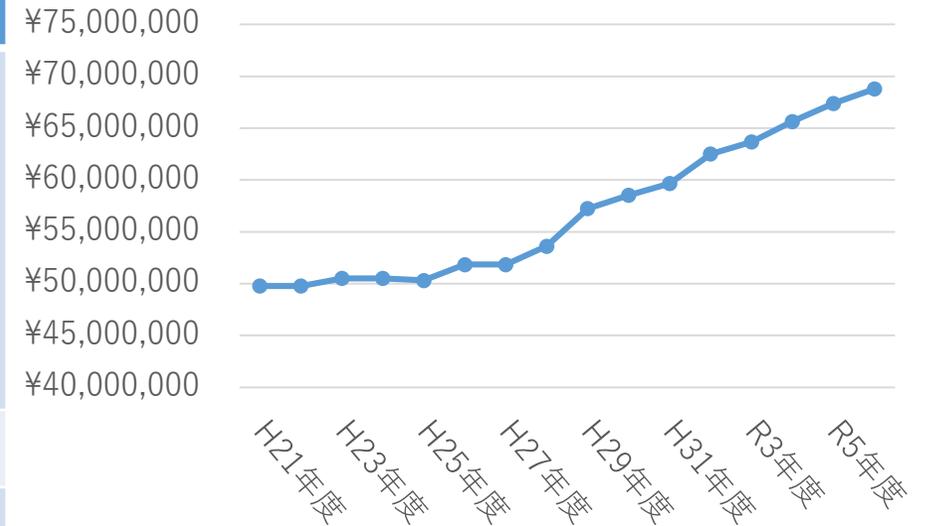
管理運営の手法

平成14年の開館から個別委託、プロポーザルによる総合管理委託、一般競争入札による総合管理委託など契約方法や事業者の選定方法に工夫をしてきました。

■ 委託方法

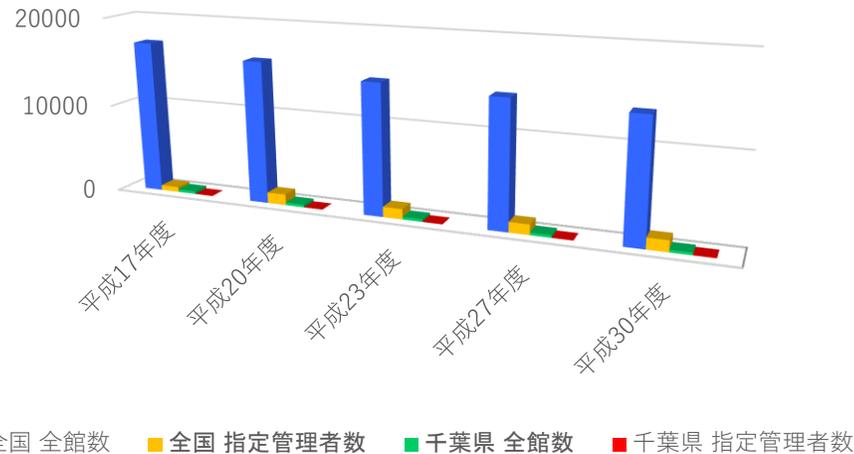
年 度	手 法	契 約 期 間
H14～H20年度	個別委託（施設運営受付業務、清掃業務、施設設備保守点検業務、機械警備業務、警備業務、除草・樹木剪定業務）	単年
H21～H31年度	総合管理（プロポーザル）	単年
R2～R6年度	総合管理（一般競争入札）	5年間の契約

委託額の推移

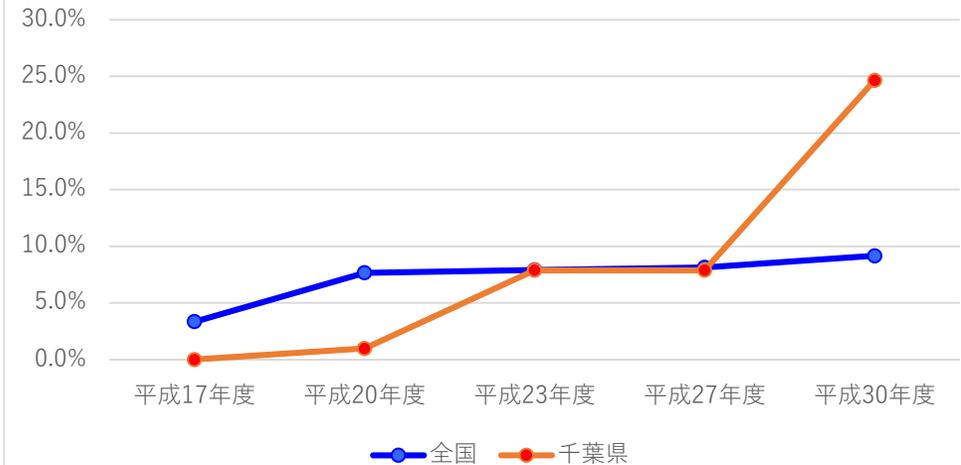


指定管理者制度の導入状況について

指定管理者導入数（公民館）



指定管理者導入率（公民館）



年度	全国		千葉県	
	全館数	指定管理者数	全館数	指定管理者数
平成17年度	17143	574	311	—
平成20年度	15943	1220	307	3
平成23年度	14681	1161	292	23
平成27年度	14171	1152	292	23
平成30年度	13632	1248	288	71

年度	全国 (%)	千葉県 (%)
平成17年度	3.3%	-
平成20年度	7.7%	1.0%
平成23年度	7.9%	7.9%
平成27年度	8.1%	7.9%
平成30年度	9.2%	24.7%

指定管者制度導入の効果やデメリットについて

■メリット

- ・民間のノウハウ活用
- ・経費の節減

■デメリット

- ・経費の縮減の優先によるサービスの質の低下が生じる可能性がある。
- ・指定期間ごとに指定管理者が変わることで提供するサービスに継続性や連続性保てなくなる可能性がある。
- ・地域の文化や地元の人間関係を生かした継続的な事業、運営が出来ない場合がある。
- ・利用者からの意見や要望が市に直接伝わらないため時間がかかり、速やかに対応できない恐れがある。
- ・他部局との連携が困難となる恐れがある。
- ・経験の浅い団体が受注した場合のサービスの低下の恐れがある。
- ・指定期間以降の不安から良い人材が集まりにくい場合がある。

■市が運営するメリット

1. 利用者の意見・要望が直接市に伝わることにより、サービスの質の向上が見込める。
2. 老朽化が進む施設の修繕や、突発的なトラブルへの対処を速やかに行うことができる。
3. 市が運営することにより、地域企業や教育機関と連携した講座を主催することができる。
4. 風水害に伴う避難所の設置を速やかに行うことができる。
5. 令和2年度に実施した市制50周年記念事業のような市主催事業を実施する際、全館休館を行うなど、市の事業で全館を使ったイベントを行うことができる。
6. 新型コロナウイルス感染症による市本庁舎職員の分散勤務の場として、各学習室を活用することができる。

今後の管理運営について



出典：文部科学省生涯学習政策局社会教育課監修「公民館」より



・拠点施設として情報発信



・サテライトオフィス



・自主避難所
・指定避難所

図書館の位置づけ

我孫子市の図書館は、教育基本法や図書館法により、日本の教育法体系のなかに位置付けられている施設です。

教育基本法及び図書館法における図書館の位置付け

ア 教育基本法における規定

教育基本法第12条の2において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定されています。

イ 図書館法における規定

図書館法第2条において、図書館とは、「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、（略）が設置するもの（略）をいう。」と規定されています。

また、同法第3条では、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、郷土資料・地方行政資料の収集及び提供、図書館資料の分類管理、利用相談、他図書館との連携・相互協力、分館の設置、移動図書館の巡回、学校・公民館との連携などの実施に努めなければならないとされています。

公共図書館とは

資料を求めるあらゆる人々に、資料を提供すること。

ア 公共図書館の基本的機能

住民の求める資料や情報を提供することであり、そのために、貸出・レファレンス・サービス（調べもののお手伝い）を行うとともに、住民の資料や情報に対する要求を喚起する働きかけを行うことです。

イ 無料の原則

図書館法第17条において、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されています。公立図書館は、地域住民すべてに、一般的な図書館サービスを無料で提供する図書館であり、図書館法に基づき、地域住民の税金である公費によって運営され、地方公共団体によって設置される図書館です。「公共図書館」という概念には、開かれた私立図書館も含まれます。

我孫子市民図書館の位置



【千葉県における人口一人あたりの貸出冊数】 ※ 39 市町村
第7位 7. 17 冊（年間）

【全国における同規模自治体における貸出冊数】 ※ 102 市
第15位 98万2千冊（年間）

【全国における同規模自治体における予約件数】 ※ 102 市
第19位 12万6千8百冊（年間）

市民図書館の業務

全ての業務が密接に他とつながり、市民サービスを展開しています。

我孫子市民図書館

経営管理

- ・図書館運営の計画・立案、市役所・教育委員会（学校等）との連携・調整、図書館統計管理、広報、人事管理、財務管理、施設の維持管理、庶務

利用者サービス

- ・サービス計画の立案、貸出・返却・予約処理・相互貸借、本の案内、レファレンスサービス、児童サービス、ティーンズサービス、障害者サービス、イベントの開催、移動図書館の運営、市内図書館間連絡車運行、団体（読書会・文庫等）への援助

市民との協働

- ・市民スタッフ制度・デージー録音図書の作成

電算システムの活用と運営管理

- ・電算システムの導入・維持管理、ホームページの運営

資料管理

- ・選書・発注・収集、受入・装備、配架、書架整理、修理、書庫入れ・除籍、督促、蔵書点検

職員体制

図書館法において、「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く」と規定されています。

■アビスタ本館

- ・ 図書館長 1 名（司書）
- ・ 館長補佐 2 名（うち司書1名）
- ・ 正職員 6 名（うち司書 4 名）
- ・ 会計年度任用職員 33 名
 - 〔 司書 19 名
 - 〔 図書整理員 14 名（うち窓口業務 12 名、連絡車業務 2 名）

※上記のほか、湖北台分館、布佐分館にも職員を配置しています。

※アビスタ本館の非正規職員率 78.6%

司書とは

図書館法第2条で図書館と定義された図書館（公立図書館等）に置かれる専門的職員です。都道府県及び市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受入から、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員です。

アビスタ本館 現状と課題及び今後の方向性

[現状と課題]

- ・ 目的別に使い分けたカウンター利用の浸透
- ・ 中央館的機能を有した蔵書収集
- ・ 年間入館者数・利用者数の減少
- ・ 1回あたりの貸出冊数減少
- ・ 空調や電気系統の不調、椅子や床面の劣化

[今後の方向性]

- ・ 目的別カウンターの正確さ・迅速さ・尋ねやすさの追求
(利用者ニーズの把握)
- ・ 公民館との複合施設である利点を活用したイベント企画
- ・ 周辺施設と連携した郷土資料の収集・保存・提供
- ・ 手賀沼のほitoriという立地条件を生かした良好な読書環境の提供
- ・ 蔵書を維持するための適切な資料管理と他図書館との相互利用強化
- ・ 施設の老朽化への計画的な対応

指定管理者制度を導入した 市区町村立図書館数、直営に戻した図書館数

	特別区	政令市	市	町村	合計
2018年度までに導入	120	64	331	67	582
2019年度に導入予定	4	2	24	1	31

図書館数：3,226

直営に戻した図書館

- ・（茨城県）守谷市中央図書館・（新潟県）南魚沼市図書館・十日町図書館・（長野県）飯島町図書館
- ・（愛知県）新城図書館・（兵庫県）稲美町図書館・（島根県）出雲市立大社図書館・出雲市立平田図書館
- ・（島根県）安来市立図書館・（徳島県）三好市井川図書館・（香川県）善通寺市立図書館
- ・（高知県）佐川町立図書館・（山口県）下関市立中央図書館・（福岡県）小郡市立図書館
- ・（佐賀県）佐賀市立図書館東与賀館・（熊本県）菊池市泗水図書館・（鹿児島県）西之表市立図書館

指定管理者制度導入時の メリット・デメリット

【メリット】

- ・ 競争原理による管理・運営コストの削減
（競争原理が働くほどは、請け負える事業者の数は多くない）
- ・ 民間ノウハウによる市民サービス・利便性の向上と新サービスの期待

【デメリット】

- ・ 専門的で優秀な人材の確保が難しい
- ・ 市民との協働や地域との連携に不安
- ・ 政策決定と運営主体との分離
- ・ サービスの質的均一性や継続性の確保が難しい
- ・ 個人情報にかかわる懸念
- ・ 災害などの緊急時に、迅速かつ臨機応変な対応が難しい

市民図書館 今後の展望

重点項目



子どもへの サービス

- ・ 第二次「子どもの読書活動推進計画」の策定・推進
- ・ 学校図書館等との連携による読書活動支援

図書館の 利用促進

- ・ 移動図書館を活用した読書普及
- ・ 電子資料等を活用した情報提供

